

○出雲市都市計画図の取扱要領

第1条（主旨）

島根県出雲市都市整備部都市計画課が所有する都市計画図（出雲市計画区域：1／2500）及び都市計画図デジタルマップ（DMデータ）の取り扱いについて定め、適正な管理を図るものとする。

第2条（関係法令）

都市計画図の取り扱いについては、測量法ほかこの要領による。

第3条（基本的な考え方）

都市計画図の地理情報は、市民共有の財産として、市民や企業が直接活用し便益を受けることができるものであり、関係法令を踏まえた上で、広く一般に提供することとする。

第4条（都市計画図の形態）

都市計画図の提供する形態は、白焼き及びDMデータ（複製品）とする。

第5条（都市計画図の交付）

都市計画図の交付を受けようとするものは次に従い、手続きを行わなければならない。

1. 都市計画図の複製（測量法第43条）

都市計画図の複製の交付を受けようとする者は、測量法第43条の規定に基づき、都市計画図複製承認申請書（様式1）を出雲市長に提出しなければならない。

2. 都市計画図の使用（測量法第44条）

都市計画図を使用して測量（測量法第3条に定める「測量」という。）を実施しようとする者は、測量法第44条第1項の規定に基づき、都市計画図使用承認申請書（様式2）を出雲市長に提出しなければならない。

出雲市長は、提出された使用承認申請書を審査し、測量法第44条第2項の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、承認番号を明示する等の条件を付して承認する。

使用者は、成果が完成したときは、測量作業完了届け（様式3）とともに成果物を提出する。

3. 使用制限

交付されたDMデータは、申請目的以外には使用してはならない。また、第3者への譲渡もしないこと。

付 則

この要領は平成21年2月3日から適用する。